

平成28年度 第3回全体庁議（5月11日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(3) 指定管理者制度運用に係る総括と次期選定の方向性について [総務部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

指定管理者制度によって、平成24年度から平成28年度までの指定期間で管理運営を行っている施設について、今年度で期間が満了し、来年度からの新たな指定管理者の選定を行うにあたり、これまでの総括と今後の方向性について報告を行うもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 現期間の総括

- ① 指定期間の延長 「原則3年」を「原則5年」に変更。
- ② 指定管理者制度導入施設の拡充(とちぎプラザ、児童保育センター分室など)
- ③ 利用料金制の導入、使用許可権限の付与(駐車場、文化・スポーツ施設、とちぎプラザなど)

(2) 成果・効果等

○利用者数の増加、利用者満足度の維持・向上、事務の効率化などが図られたことから、次期においても、現在の運用を基本として、必要な改善を図る。

2. 次期の方向性

① 指定期間

引き続き「原則5年」。ただし、新規導入施設やPFIで整備する施設については、個別に判断。

② 指定管理者制度導入施設の拡充(予定)

・ポロシリ自然公園(利用料金制導入、使用許可権限付与予定)

※なお、未導入の施設についても、引き続き、課題や今後のあり方など、指定管理者制度の導入可能性について検討。

③ 利用料金制の導入、使用許可権限の付与(予定)

・休日夜間急病センター、とちぎ大平原交流センター、畜産研修センター

④ 募集方法

・原則公募の考え方は継続。なお、公募が適さないと認められる施設(PFIで整備する施設等)については非公募とできる。

・前回非公募としていた畜産物加工研修センターは、新たに公募とする予定。

○その他、リスク分担の見直し、基準管理費用の積算の明確化、モニタリングの客観性向上、募集期間の延長などに取り組むとともに、想定を大きく超えた指定管理者の利益の一部を市民サービスの向上等に還元できる仕組みを検討する。

■ 今後のスケジュール

- ・平成28年5月23日 総務委員会へ報告
- ・平成28年8月頃まで 募集要項の作成
- ・平成28年9月議会 条例改正議案の提出(条例改正を要する施設のみ)
- ・平成28年9月～10月 指定管理者の募集
- ・平成28年11月 指定管理者選定委員会の開催、候補者の選定
- ・平成28年12月議会 指定管理者の指定及び債務負担行為設定の議案提出

■ 審議結果

- ・同内容で、5月23日総務委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし